1　登録番号　第19609号
2　登録年月日　平成22年7月14日
3　農林水産植物の種類
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.
4　登録品種の名称　Ohmadsaca
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　Bonza Botanicals Pty Limited／244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, NSW 2777 Australia

1　登録番号　第19647号
2　登録年月日　平成22年7月14日
3　農林水産植物の種類
Delphinium L.
4　登録品種の名称　スカイオーク
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　三好哲彦　宮崎県児湯郡川南町大字川南14465番地3

1　登録番号　第19654号
2　登録年月日　平成22年7月14日
3　農林水産植物の種類
Phalaenopsis Group
4　登録品種の名称　池花の宴
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　池澄　福岡県福岡市西区今津1630番地

○農林水産省告示第千五百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市寺谷字石坂平一八四の三、一八四の四、一八四の四四、一八四の五三、一八四の五六、大谷字大寺前三九〇から三九二まで、四一〇、字坂根谷九三八、九三九、九四二、九四三、九五〇、字水上九八二の二、字後ロ谷一〇二五、一〇二六

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字石坂平一八四の四（次の図に示す部分に限る。）、字大寺前三九〇から三九二まで、四一〇、字坂根谷九三八、九三九、九四二、九四三、九五〇、字水上九八二の二、字後ロ谷一〇二五、一〇二六

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市岡字牧谷四七の一、字清水坂五五の三、五五の四、五六の一、五六の四、五七の一、椋波字八重森七六の一、寺谷字石坂平一八七、一八八、上大立字坂ノ谷二〇四、服部字堂坂三〇四の一、福本字向山三六四の九、河来見字北平四三一の一、四三一の六、大谷字飯野七三七、三江字王子野八三二、字小坂ノ上九〇七の二、九〇八、字菅ヶ谷一一〇一の一、一一〇一の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

○農林水産省告示第千五百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市関金町明高字大境一八、一九の一、字土竜谷三二八、三二九、三二九の一、三三九の二、三三〇、三三一、三三二の一、三三二の二、三三三から三三五まで、三三六の一から三三六の一一まで、字蛇谷三五六の一から三五六の二四まで、三五八から三六五まで、字狐穴三六七の一から三六七の一五まで、字五十木三八八の二から三八八の五まで、三八八の九から三八八の一三まで、三八八の一五、三八八の一八から三八八の四六まで、三八八の四八、三八八の四九、三九〇、三九〇の一、三九一、三九一の一、三九一の二、三九二、三九三、字添谷四〇五、四〇六の一

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市関金町米富字北志々羅ヶ平ル五七、関金町明高字豆土地三三八の一から三三八の一四まで、字川滝三三九の一から三三九の一四まで、字向山三七六の二、三七七の二、字山神谷四三五の五、字上中原一五七九の一、一五七九の一二から一五七九の一四まで、字カウモ一六二七、一六二八、一六三〇の一、一六三〇の二、一六三一、一六三二の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市関金町明高字家ノ向二〇八、字カウモ平ラ一六七三、一六七六の一、字イセカイチ一六九六の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月十四日

農林水産大臣　山田　正彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町三谷字屋内谷二二〇の一、二二三の一、二二四の一、二二七の二、根雨字宮ノ谷二六七、二六八、字要害二七五の二、字八幡宮下モノ谷四八九の一、四八九の二、四九一、四九二、高尾字大曲リ六九〇の五・字大曲リ下モ平ラ六九一・津地字山田林九八〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町秋縄字下川西屋敷廻リ一八五、一八六の二、高尾字井手ノ谷下モ平二五三の一、字井手ノ谷上ミ平二六八の一、別所字上ミ森ノ下タ五二一、五二四から五三〇まで、舟場字大平八三五の一、金持字ソラメ一〇六一の一、字池ノ元屋敷廻リ一一六四の二、一一六五、字フロノ崎一八三四、一八三五、本郷字ハゲラ一六六九の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備